平成２５年（フ）第６６０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保787番地１
ライオンズマンション鶴瀬第３―207号
破産者　菅家　卓也
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９５号
千葉県八街市富山1314番地3082
破産者　株式会社宇野商事
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３３号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠423番地の４、開始決定時の住所千葉県佐倉市南ユーカリが丘13番地１　ガーデンラベニュー３―104号
破産者　山口　義之
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３４号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠423番地の４、開始決定時の住所千葉県佐倉市南ユーカリが丘13番地１　ガーデンラベニュー３―104号
破産者　山口　百恵
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５６８３号
栃木県那須塩原市本郷町５番９号
破産者　株式会社トシオフィス
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５５２号
東京都渋谷区代々木１―31―13
破産者　株式会社鈴輪
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９２号
名古屋市中川区吉津１丁目2110番地
破産者　株式会社エバックス
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１号
広島県福山市三之丸町10番27号
破産者　株式会社ムービング
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
徳島市富田浜１丁目51番地２
破産者　株式会社ファミリー
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
鹿児島県肝属郡錦江町馬場1125番地16、旧住所鹿児島県肝属郡大根占町馬場1125番地16
破産者　有限会社岩元組
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５号
鹿児島県鹿屋市新栄町17番18号
破産者　株式会社リンクウェア
１　決定年月日　平成26年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
北海道旭川市３条通25丁目486番地
破産者　有限会社ナラマツ運輸
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
青森県八戸市南類家５丁目３番６号、前住所青森県八戸市南類家５丁目６番24号
破産者　アスオ電線株式会社
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
秋田県大館市早口字上野122番地81
破産者　株式会社食の森たしろ
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１９２号
埼玉県羽生市南５丁目11番地５
破産者　津久井衣料有限会社
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７号
千葉県館山市長須賀264―１―104、住民票上の住所大阪府枚方市池之宮１丁目27番18号
破産者　徳島　良子
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１９０２号
横浜市港南区東芹が谷23番１―202号
破産者　株式会社ベル・スパーツィオ
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３号
金沢市高尾南２丁目165番地
破産者　パブリシティ商事株式会社
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
石川県加賀市山中温泉上野町ル53番地１
破産者　有限会社浜屋食品
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２１５号
三重県いなべ市北勢町阿下喜1913番地
破産者　有限会社アイサン
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
三重県いなべ市員弁町東一色2714番地、住民票上の住所三重県いなべ市北勢町阿下喜1001番地
破産者　一色　　武
１　決定年月日　平成26年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係